介護老人福祉施設 重要事項説明書

(令和7年10月1日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-348-8352 (午前9時~午後6時まで)

(電話による受付は年中無休)

担当 生活相談員 御子柴 悟

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 特別養護老人ホーム まんさくの里 概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名	特別養護老人ホーム まんさくの里
所 在 地	千葉県松戸市八ヶ崎2-15-1
介護保険指定番号	(千葉県1271202432号)

(2) 同施設の職員体制

1. 100 for 1 1 160	24 11 11/1					
	資 格	常勤	非常勤	業務内容	計	
管理者	施設長 1名 (兼務)		_	施設管理経営	1名	
医 師	医 師	_	1名以上	診察	1名以上	
生活相談員	社会福祉主事	1名以上		相談業務 行政手続き代行	1名以上	
管理栄養士	管理栄養士	1名以上 (兼務)		栄養管理	1名以上	
調理員	_	_	_	委託業務	_	
機能訓練 指導員	看護師等	_	1名以上	機能訓練	1名以上	
介護支援 専門員	介護支援 専門員	1名以上	1	サービス計画	1名以上	
事務職員		1名以上 (兼務)	ĺ	庶務等	1名以上	
看 護	看護師		算で3名以上	看護業務	3名以上	
介護	准看護師		以上は常勤)	看護業務	(常勤換算)	
職員	介護職		員と合わせて 上(常勤換算)	介護業務	27名以上 (常勤換算)	

(3) 同施設の概要

可地取りが	文			
定員		80名(特養70名・ショート10名)	医 務 室	1室
居室	個室	全室個室80室(特養70室)	理美容室	1室
浴室(一般浴槽)		8室	食 堂	8室
浴室(特殊浴室)		2室	談 話 室	8室
			事 務 室	1室

3. サービス内容

居室 全室個室70室 個室10室と食堂・トイレでひとつのユニットを構成します。

食事 朝食 8時00分 昼食 12時00分 夕食 17時30分

入浴 原則として週に2回入浴サービスを実施します。

身体状況に応じて個浴・チェアー浴・特殊浴で入浴介助を行います。

健康状態により入浴できない方は全身清拭等を行います。

介護施設サービス計画に沿って適切な介護サービスを提供します。

食事・排泄・入浴・着替え・整容・移動・移乗介護 その他、体位交換・リネン交換・付き添い・見守り等

機能訓練機能訓練指導員が生活リハビリを行います。

生活相談 生活相談員が随時ご相談に応じます。

レクリエーション当施設では年間を通して行事やクラブ活動等を行っております。

尚、材料費等実費のかかる物もございます。

健康管理 当施設では週1回医師の診察を受けることができます。 行政手続き 必要に応じて家族等への依頼・手続の代行を行います。

日常費用支払い、所持品の管理

個別の日用品等の用意は、原則ご家族にお願い致しますが、施設側が買い物等の代行を 行った際は、支払いを代行致します。また、日常生活上、自己管理の難しい保険証類等の 貴重品はお預かりし、管理保管を致します。

4. 利用料金

- (1)介護給付によるサービス
 - ①施設利用基本料

◎地域区分1単位の単価:5級地 10.45 (円)

	単位数	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
要介護 1	670	701	1,401	2,101
要介護 2	740	774	1,547	2,320
要介護 3	815	852	1,704	2,555
要介護 4	886	926	1,852	2,778
要介護 5	955	998	1,996	2,994

②加算

②加 并	単位数	1割	2割	3割		単位数	1割	2割	3割
(1)日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	48	96	144	(2)看護体制加算(I)口	4	5	9	13
(3)看護体制加算(Ⅱ)口	8	9	17	25	(4)夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18	19	38	57
(5)夜勤職員配置加算(IV)口	21	22	44	66	(6)生活機能向上連携加算(I)	100	105	209	314
(7)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	209	418	627	(8)個別機能訓練加算(I)	12	13	25	38
(9)個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	21	42	63	(10)個別機能訓練加算(Ⅲ)	20	21	42	63
(11)ADL等維持加算(I)	30	32	63	94	(12)ADL等維持加算(Ⅱ)	60	63	126	189
(13)若年性認知症入所者受入	120	126	251	377	(14)外泊加算	246	257	514	771
(15)初期加算	30	32	63	94	(16)退所時栄養情報連携	70	74	147	220
(17)再入所時栄養連携	200	209	418	627	(18)退所前訪問相談援助	460	481	962	1,443
(19)退所後訪問相談援助	460	481	962	1,443	(20)退所時相談援助加算	400	418	836	1,254
(21)退所前連携加算	500	523	1,045	1,568	(22)延川吋肎報促供加	250	262	523	784
(23)協力医療機関連携加算(Ⅱ)	5	6	11	16	(24)栄養マネジメント強化加算	11	12	23	35
(25)経口移行加算	28	30	59	88	(26)経口維持加算(I)	400	418	836	1,254
(27)経口維持加算(Ⅱ)	100	105	209	314	(28)口腔衛生管理加算(I)	90	94	188	282
(29)口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	115	230	345	(30)療養食加算	6	7	13	19
(31)看取り加算(Ⅰ)					(32)看取り加算(Ⅱ)				
以前31日~45日	72	76	151	226	以前31日~45日	72	76	151	226
以前4日~30日	144	151	301	452	以前4日~30日	144	151	301	452
前日・前々日	680	711	1,422	2,132	前日・前々日	780	816	1,631	2,446
当日	1,280	1,338	2,676	4,013	当日	1,580	1,652	3,303	4,954
(33)認知症専門ケア(I)	3	4	7	10	(34)認知症専門ケア(Ⅱ)	4	5	9	13
(35)認知症チームケア推進(I)	150	157	314	471	(36)認知症チームケア推進(Ⅱ)	120	126	251	377
(37)認知症・心理症状緊急対応	200	209	418	627	(38)褥瘡マネジメント(I)	3	4	7	10
(39)褥瘡マネジメント(Ⅱ)	13	14	27	41	(40)排せつ支援加算(Ⅰ)	10	11	21	32
(41)排せつ支援加算(Ⅱ)	15	16	32	47	(42)排せつ支援加算(Ⅲ)	20	21	42	63
(43)科学的介護推進体制加算(I)	40	42	84	126	(44)科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	53	105	157
(45)安全対策体制加算	20	21	42	63	(46)高齢者施設等感染対策向上(1)	10	11	21	32
(47)高齢者施設等感染対策向上(Ⅱ)	5	6	11	16	(48)新興感染症等施設療養費	240	251	502	753
(49)生産性向上推進体制(I)	100	105	209	314	(50)生産性向上推進体制(Ⅱ)	10	11	21	32
(51)サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	23	46	69	52)サービス提供体制加算(Ⅱ	18	19	38	57
(53)サービス提供体制加算(Ⅲ)	6	7	13	19					

- (54)介護職員等処遇改善加算(I)
- ①及び②(1)~(53)により算定した総単位数に加算率14.0%を乗じて、その数に地域区分単価を乗じた1割または2割または3割の額。
- ※限度額管理の対象外
- ※月間の合計単位で補正した金額になりますので、細部で相違が生じる場合があります。
- (2)介護給付対象外のサービス
- ①食事の提供に関する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲にて ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方 につきましては、その認定証に記載された一日当たりの食費の金額のご負担になります。

	通	常	介護保険負担限度額認定証の記載額					
	(第4段階)		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②		
食事の提供に	月額	日割り1日	1日	1日	1日	1日		
要する費用	59,000円	1,940円	300円	390円	650円	1,360円		

- ※ 月に3回程度、行事食を提供します。その際は1食あたり別途300円頂きます。
- ②居住に要する費用(光熱水費及び室料)

施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等) を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、 その認定証に記載された一日当たりの滞在費(居住費)の金額のご負担となります。

	通	常	介護保険負担限度額認定証の記載額					
	(第4段階)		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②		
ユニット型個室	月額 日割り1日		1日	1日	1日	1日		
	86,600円 2,850円		880円	880円	1,370円	1,370円		

※契約期間中の入院については居住費をご負担いただきます。なお、7日以上の入院の場合は

「介護保険負担限度額認定証」を受けている方でも、通常(第4段階)分をご負担いただきます。

③事務手数料(預かり金管理、その他諸費用) : 1ヶ月2,100円

④理美容代 : カットのみの場合、2.000円(パーマ・髪染め等は実費相当分をいただきます)

※ 2人介助での対応が必要となった場合、別途500円を頂戴いたします。

⑤電気使用料: 電化製品1品につき1日21円

⑥上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当で認められるもの (入居者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回りの品など)については、 費用の実費をいただきます。

(3)支払い方法

毎月15日までに前月分の請求書を発行いたします。

お支払い方法は、基本的に銀行自動引き落としとさせていただきます。 自動引き落とし済みの領収書は翌月の請求書と共に郵送いたします。

5. 退所の手続き

契約終了日から2週間以内に、入居されていた方が所持していた金品の引渡しを 当施設において行います。

6. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営方針

利用者の自由と尊厳を大切にし、可能な限り自立して「生きがいと楽しみ」を持って生活できる場として、また、地域に開かれた、地域とともに共生する施設を目指します。

(2)施設利用にあたっての留意事項

- ① 面会 午前9時~午後7時までのご面会は自由です。 上記時間以外に面会等を希望の方は事前に連絡をしてください。 また、面会時は事務室に置いてある面会簿のご記入をお願いいたします。
- ② 外出・外泊 希望される方は、事前に相談員または事務室受付職員にお申し出の上、 当日は所定の用紙に記入していただき、ご提出ください。
- ③ 飲酒 原則として医師の指示が無い限り、特に制限はありません。
- ④ 喫煙 医師の指示が無い限り、特に制限はありませんが、ライターとタバコは 防火管理上、職員がお預かりし、決められた場所で喫煙していただきます。
- ⑤ 金銭の管理 利用者の方がご自分でお持ちになるお金・貴重品等に関しての制限は ありませんが、施設側は責任を負いかねます。ただし、事務所にてお預かり している保険証類等の貴重品に関しましては保管・管理させていただきます。
- ⑥ 宗教活動 利用者個人の宗教を大切にいたします。 ただし、他の利用者への布教活動及びこれに類する行為はご遠慮いただきます。
- ⑦ 緊急時対応 当施設は生活施設ですので、急な病変の際には協力病院である聖光ヶ丘病院 にて診察を受けていただくことになります。また、入退院の際の手続き等は ご家族等へお願いすることになりますのでご了承ください。 なお、協力病院以外への受診等の対応は、原則ご家族様等にお願い致します。

協力病院 医療法人社団 聖秀会 聖光ヶ丘病院 柏市光ヶ丘団地2-3 TEL 04-7171-2023

7. 非常災害対策

① 災害時の対応 職員により速やかに初期消火・通報・伝達および利用者の

避難誘導を行います。

② 防災設備 消防法に基づき非常通報装置、各フロアに消火器・消火栓・

自動火災報知器・非常ベル・誘導灯等を設置しています

③ 防災訓練 消防署の指導のもと、年3回(うち1回は夜間想定)以上の

訓練を実施しています。

また、消防署からの立ち入り検査も受けています。

④ 防火責任者 防火管理者の資格を持つものがその職務にあたります。

防火管理責任者 : 高橋 和敬

8. サービス内容に関する苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情

担当 生活相談員 御子柴 悟

TEL 047-348-8352

② その他

当施設以外に、市町村・国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等でも 受け付けています。

松戸市介護支援課 TEL 047-366-7370 国民健康保険団体連合会 TEL 043-254-7428

9. 当法人の概要

名称·法人種別 社会福祉法人 慶桜会

代表者役職・氏名 理事長 細野 惠子

本社所住所・電話番号 松戸市八ヶ崎2-15-1 TEL 047-348-8352

定款の目的に定めた事業 1 特別養護老人ホーム

2 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)

3 通所介護(介護予防通所介護)

4 居宅介護支援事業所(介護予防支援)

5 その他これに付随する業務

介護老人福祉施設の利用開始にあたり、利用者に契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事 業 者

〈事業者名〉 社会福祉法人 慶 桜 会

特別養護老人ホーム まんさくの里

〈住 所〉千葉県松戸市八ヶ崎二丁目15番1

〈代表者名〉 理事長 細野 惠子

印

〈説明者氏名〉 生活相談員 御子柴 悟

印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設利用開始にあたり 重要事項の説明を受けました。

令和 〈利 <i>)</i>	年 用者氏名〉	月	日		
					_ 印
〈代理	埋人氏名〉				
					印